第五章　衛生植物検疫措置
第五・一条　適用範囲
第五・二条　権利及び義務の再確認
第五・三条　措置の調和
第五・四条　措置の同等
第五・五条　照会所
第五・六条　衛生植物検疫措置に関する小委員会
第五・七条　第十六章の規定の不適用
第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第六・一条　適用範囲
第六・二条　目的
第六・三条　定義
第六・四条　権利及び義務の再確認
第六・五条　国際規格
第六・六条　強制規格
第六・七条　適合性評価手続の結果の受入れ
第六・八条　照会所
第六・九条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第六・十条　第十六章の規定の不適用
第七章　サービスの貿易
第七・一条　適用範囲
第七・二条　定義
第七・三条　内国民待遇
第七・四条　最恵国待遇
第七・五条　市場アクセス
第七・六条　追加的な約束
第七・七条　特定の約束に係る表
第七・八条　国内規制
第七・九条　承認
第七・十条　独占及び排他的なサービス提供者
第七・十一条　商慣習
第七・十二条　支払及び資金の移転
第七・十三条　国際収支の擁護のための制限
第七・十四条　透明性
第七・十五条　利益の否認
第七・十六条　サービスの貿易に関する小委員会
第七・十七条　約束の見直し
第八章　自然人の移動
第八・一条　一般原則
第八・二条　適用範囲
第八・三条　定義
第八・四条　特定の約束
第八・五条　要件及び手続
第八・六条　自然人の移動に関する小委員会
第八・七条　紛争解決
第九章　電子商取引
第九・一条　一般規定
第九・二条　定義
第九・三条　関税
第九・四条　デジタル・プロダクトの無差別待遇
第九・五条　電子署名
第九・六条　消費者の保護
第九・七条　要求されていない商業上の電子メール
第九・八条　貿易実務に係る文書の電子化
第九・九条　国内規制
第九・十条　コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止
第九・十一条　ソース・コード
第九・十二条　協力
第九・十三条　電子商取引に関する小委員会
第十章　投資
第十・一条　適用範囲
第十・二条　定義
第十・三条　内国民待遇
第十・四条　最恵国待遇
第十・五条　一般的待遇
第十・六条　裁判所の裁判を受ける権利
第十・七条　特定措置の履行要求の禁止
第十・八条　適合しない措置
第十・九条　収用及び補償
第十・十条　争乱からの保護
第十・十一条　資金の移転
第十・十二条　代位
第十・十三条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第十・十四条　一時的なセーフガード措置
第十・十五条　信用秩序の維持のための措置
第十・十六条　利益の否認
第十・十七条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準
第十・十八条　投資に関する小委員会
第十・十九条　二国間投資協定との関係
第十・二十条　有効期間及び終了
第十一章　競争
第十一・一条　反競争的行為
第十一・二条　反競争的行為の規制に関する協力
第十一・三条　無差別待遇
第十一・四条　手続の公正な実施
第十一・五条　透明性
第十一・六条　第一・八条2及び第十六章の規定の不適用
第十二章　知的財産
第十二・一条　一般規定
第十二・二条　定義
第十二・三条　内国民待遇